

引き上げ分に係る地方消費税収の使途の明確化について

平成26年4月1日に引き上げとなった地方消費税収は、地方消費税交付金として町に交付され、その引き上げ分についてはその使途を明確化し、社会保障施策に要する経費に充てるものとされています。令和7年度利尻町一般会計決算における社会保障施策関連経費への充当状況については、以下のとおりです。

(単位:千円)

項 目		決算額
＜歳入＞	地方消費税交付金(社会保障財源分)	32,405
＜歳出＞	社会保障4経費その他社会保障施策に要する経費	770,681

一般会計

(単位:千円)

区分	目的別	令和6年度 決算額	財源内訳				
			特定財源			一般財源	
			国・道支出金	地方債	その他		うち引上分の地方消費税交付金(社会保障財源化分)
民生費	社会福祉費	139,504	55,691	0	7,025	76,788	5,866
	老人福祉費	183,469	2,205	2,300	10,435	168,529	7,714
	児童福祉費	49,090	23,965	0	1,850	23,275	2,064
	国民健康保険事業費	19,260	7,056	0	0	12,204	810
	後期高齢者医療事業費	48,749	7,407	0	0	41,342	2,050
	小 計	440,072	96,324	2,300	19,310	322,138	18,504
衛生費	保健衛生費	330,609	8,268	223,400	45,983	52,958	13,901
合 計		770,681	104,592	225,700	65,293	375,096	32,405

※事務費および人件費については除外しています。